

論 説

公共性研究の方法と公共性三元論（下）

—— 金融の公共性研究のための準備作業 ——

紀 国 正 典

はじめに

第1章 公共性研究の方法

第2章 私的利用様式

第3章 共同利用様式（以上前号）

第4章 国際共同利用様式（以下本号）

おわりに

第4章 国際共同利用様式

国民共同利用様式（単純非対等ケース）

物理学者のアインシュタインは、「蜜蜂がいなくなれば、人類は三日で死滅するだろう」と予言したといわれる。蜜蜂による受粉がなければ、すべての作物は果実や種子を付けなくなるからである。また土壌や有機物の中で生きる多様なおびただしい数の微生物群がいなくなれば、作物も育たないし、森林の下の草堆肥による保水機能もなくなってしまう。大気や水の循環が支障を来せば、人類をはじめ動植物類は即滅亡である。

前述したように、わたしたちをとりまく地球環境は、太陽光の下で大気と水が対流と循環を繰り返す地球の自然系と、微生物類や動植物群などの多種多様な生物体が形成する有機的生態系で構成された空間的・時間的な循環システムである。そして人間もこの循環システムの一つの要素を占めるに過ぎない。

この地球循環システムには国境は存在しないし、国境とは関係なくそれを無視してその作用は働く。国境は、人間が自分の勝手な都合で線引きしただけのものであって、地球循環システムからみれば、無用の長物なのである。

後に詳しくふれるが、国際公共性とか国際公共財とは、国境をこえて人間の投出と投入行為が結合される集合的行為様式である。地球循環システムは、国境をこえて存在しており、その恵みや作用は国境をこえて地球的範囲に及んでいるので、これらは国際公共財であり、人間の生存を根本から支える根源的国際公共財である。人種、民族、年齢、性別にかかわらずすべての人類の生命と生存、生活と活動を根底から支える地球公共財（グローバル・コモンズ：global commons）なのである。

しかし現在では、地球上に存在する陸地、地上空間、地下空間、山林野、河川、湖沼、海などの地球環境やそれらが与える地球資源はすべて、国民国家（主権国家）によってその領域（territory）として、排他的に分割・支配されてしまっている。いずれかの国の領域としてまだ分割されていない例外的存在は、南極、公海、深海底、宇宙空間、月などの天体だけになってしまったが、純粋な公海もますます小さな範囲に縮小されつつある。

領域とは、国家が排他的に統治できる権利をもち、その主権を行使できる空間的範囲であり、領土、領水、領空から構成されている。

領土とは、国家の主権が完全・排他的に及ぶ土地の範囲である。領水とは、領海、内水、群島水域の総称で、沿岸国の主権の及ぶ海域のことである。この内、領海とは国家の沿岸に沿って一定の幅をもつ帯状の海域であって、領海の上空ならびに海底およびその下も含めて、沿岸国の主権に服する国家領域である。どの国も海岸線（基線）から12カイリ（約22km）の幅を超えない範囲で領海の幅を定める権利をもつが、すべての国の船舶に無害通航権をみとめなければならない（1982年：国連海洋法条約）。領空とは、国家の領土、領水の上空空間のことであって、国家の完全・排他的な主権の及ぶ範囲である。その垂直的な範囲については未定だが人工衛星の最低軌道を限界とする一般的了解があるという。²¹⁾

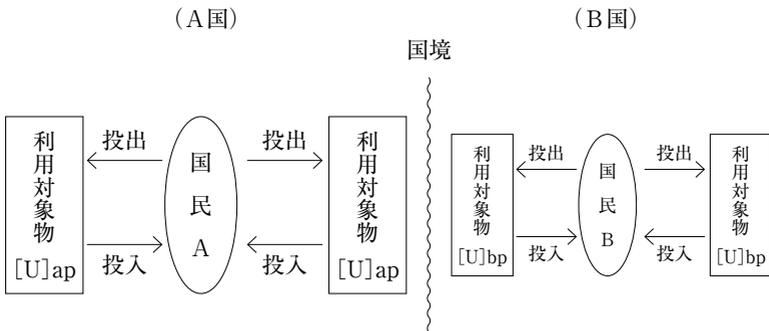
純粋な公海が縮小されてきたというのは、排他的経済水域（exclusive economic

zone: EEZ) と大陸棚に対する主権国家(沿岸国)の権利が拡充されてきたからである。排他的経済水域とは、領海をこえてこれに接続する水域で、沿岸(基線)から200カイリ(約370km)までの範囲のものである。沿岸国は、この水域において天然資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利と経済目的で行われる探査・開発その他の活動の主権的権利、海洋構築物の設置・利用、海洋環境の保全・保護に関する管轄権、そして漁獲可能量を決定することができるのである(1982年:国連海洋法条約)。大陸棚とは大陸の縁辺部にあって海岸から水深200mまでの海底であるが、この海底下またはそれをこえる場合には天然資源の開発が可能な範囲に、沿岸国の探査と資源開発の主権的権利を認めたのである(1958年:大陸棚条約)。

2010年6月末現在時点で、この地球上に存在している独立した国民国家(主権国家)の数は、194もの多数に及ぶという。日本が国家として認定している192の国に、認定していない朝鮮民主主義人民共和国と日本を加えた数である。²²⁾

このように、地球環境とそれが与える地球資源が国民国家によって排他的に分割・支配されていることを単純に表したものが、図表7の国民共同利用様式である(下の図表7参照のこと)。

図表7 国民共同利用様式(単純非対等ケース)



注) [U]apはA国の国民公共財であるが、国際的にはA国の国民国家私的財となる。
 [U]bpはB国の国民公共財であるが、国際的にはB国の国民国家私的財となる。
 A国とB国の大きさの違いは多様な差異と格差を表す。
 ~~~ はA国の国民領域とB国の国民領域を遮断する国境である。

出所) 筆者作成

この図表は左側のA国の国民領域と右側のB国の国民領域が、その間に引かれた国境によって遮断されていることを表したものである。

この国境による遮断によって、A国の国民領域に存在するすべての地球資源などの利用対象物はA国に属し、B国による利用を排除することが可能になり、B国の国民は利用できなくなる。同様にして、B国の国民領域に存在するすべての地球資源などの利用対象物はB国に属し、A国による利用を排除することが可能になり、A国の国民は利用できなくなる。

つまり、A国に存在する地球資源などの利用対象物は、A国の国民だけが独占的・排他的に利用できその恩恵を受けることができるものなので、国際的範囲でみればそれらはA国の私的財としての性格をもつ。同様のことはB国に所在する利用対象物についてもいえ、それらはB国の私的財となる。

このような性格をもった利用対象物を、国民国家私的財あるいは国際私的財とよんでおくことにしよう。A国の国民にとっての国民公共財であるが、同時に国際的にはA国の私的財であることに変わりはない。この両者の性格を合わせもつことは、わたしの公共性方法論からすればしごく当然のことである。

A国の国民はその国民領域で保有するさまざまな資源などの利用対象物を使って、A国独自の国民的共同利用様式を発展させる。A国の国民言語、国民度量衡、国民市場、国民財政、国民貨幣、国民金融市場、国民政治制度などである。このような国民公共財を[U]apと表すことにする。以上のことは同様にB国にも当てはまり、B国独自の国民公共財が発展してくるので、これを[U]bpで示すことにする。国民公共性は、近代国民国家の生成、確立、発展とともに、さまざまに変動しながらも、歴史的にみれば、組織的・形式的にいろんな実績や存在様式を示して、最も確固としたものとして発展・変動してきた公共物といえる。

国際システムは、このような多数の多様な国民システムによって構成された複合システムとなる。人種、民族、言語、宗教、文化、生活様式、政治体制、社会体制などで大きな差異があるからである。わたしの計算によれば世界の国で使用されている主要言語の数は、約116種類にもなる。世界の宗教人口は、キリスト教(カトリック、プロテスタント他) 22.6億人(33.2%)、イスラム教(スンニ派、シーア派他) 15.2億人(22.3%)、ヒンズー教9.4億人(13.7%)、仏

教4.6億人(6.8%)、その他である。政治体制は、議会制民主主義国か独裁国であるかで大きく区分できるが、とりわけ言論・表現の自由があるか、情報統制されているかの区別は重要である。

さらに国際システムは、格差システムである。人口規模、国土面積、国力、経済力、軍事力、金融力、保有資源、エネルギー使用量、生活水準、教育水準、医療水準、社会保障水準などでの国民システム間の格差がきわめて大きいからである。

国連世界人口白書2009によれば、世界の総人口は68億2940万人である。人口の多い国は、中国約13億人、インドが約12億人、アメリカが約3億人である。これと比較して人口の少ない国は、ナウル共和国1万人、ツバル1万人、パオ共和国2万人、リヒテンシュタイン公国4万人と約1万倍もの格差がある。

一人当たり国民総所得(GNI：2008年)で見れば、上位20カ国はノルウエーからシンガポールにかけて8万ドルから3万ドルの範囲にあるが、下位20カ国はブルンジからバングラディシュにかけて140ドルから520ドルの範囲と約600倍もの格差がある。ちなみに国内総生産(GDP)第1位のアメリカは一人当たりとなると第9位で4万7千ドルであり、GDP第2位の日本は18位で4万ドルである。

生活水準や紛争などを反映して、各国・地域の平均寿命は、上位が日本(82.7年)、香港(82.2年)、アイスランド(81.8年)などであるが、下位の国はアフガニスタン(43.8年)、ジンバブエ(44.1年)、ザンビア(45.2年)もの格差がある。

国連食糧農業機関(FAO)は、2010年9月、同年の世界の栄養不足人口を9億2500万人(世界人口比16%)と推計した。2009年は世界金融危機と食料価格の高騰を受けて一気に10億人(世界人口比20%)を超えたのである。

『世界がもし100人の村だったら』の著書は、「すべての富のうち6人が59%をもってみんなアメリカ合衆国の人です。74人が39%を、20人が2%を分けあっています。すべてのエネルギーのうち20人が80%を使い、80人が20%を分けあっています。75人は食べ物の蓄えがあり、雨露をしのぐところがあります。でもあとの25人はそうではありません。17人はきれいで安全な水を飲みません。村人のうち1人が大学の教育を受け、2人がコンピューターをもっています。けれど、14人は文字が読めません。」と述べている。<sup>23)</sup>

図表7で、A国の国民領域とB国の国民領域の大きさを、Aが大きくBが小

さく表現したのは、このように多様な差異や格差があるからである。

国際システムは、世界政府が存在しないので、国民システム間の競争と対立関係にある分裂システムでもある。このため世界各国は今でも軍事費を拡充しており、世界の軍事費は2007年と比べて2008年には1兆5478億ドルと約10.2%増加している。その内、アメリカが約7000億ドルと世界の軍事費の半分近くを占めている。ロシアや中国も装備の近代化や軍備増強に動いている。

地球温暖化の影響もあって世界中で食料、水の争奪戦が激しくなっており、中国や新興国、穀物メジャーなどが途上国の農地を囲い込むなどの「新植民地主義」と批判される行動に走っている。メコン川やナイル川などでは上流の国がダムを建設して下流の国が水不足になるという、国際河川での水紛争も頻発するようになった。さらに希少資源や資源開発をめぐる国境紛争も強まっている。民族、宗教(宗派)、言語の相異から、今でも世界中でテロや軍事行動をふくむ紛争が多発している。世界金融危機以降、自国の輸出を有利にするための自国通貨安競争という経済戦争も起こった。2009年の気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)では、先進国と途上国の対立が強まり、温室効果ガスの排出削減について具体的な目標は定まらなかった。

国際政治学者によれば、近代的な国際システムの歴史には、有力な三つの互いに競合しあう伝統的な思考があるという。<sup>24)</sup>

その一つは、国際政治を戦争状態と考える「ホブズ的もしくは現実主義的伝統」である。個々の国家は常に敵対的で、その争いは勝つか負けるか、「利益」を独占するか失うかのゼロ・サムゲームである。国家は「道徳や法の真空状態」のなかであって、自身の利害(国益)だけで行動する。

二つめが、これと対極に立つもので、国際政治の下で潜在的な「人類共同体」が作用していると考えるところの「カント的もしくは普遍主義的伝統」である。この人類共同体の内部においては、すべての人々の「利益」は同一である。ここでは絶対的な普遍的道徳と法が存在し、内部的差異を認めない。共存と協力は国家相互のものではなくむしろ国家は排除される。

三つめは、ホブズ的伝統とカント的伝統の中間に位置するものであり、「国際社会」という観念を基礎におくところの「グロティウスのもしくは国際主義

的伝統」である。国際社会とは、諸国家からなる社会であり、諸国家が共存と協力、相互依存のうちにある平和的な社会である。国際社会は戦争状態にある社会でも、中央政府を有する社会でもない。それは、個別国家の「国益」を認めるが、法と道徳に対する敬意も有する。そこで求められる「利益」は、一者の利益でも全体に同一の利益でもない。それは、諸国家の「共通利益（common interest）」にはかならない。

国際システムについてのこれらの三つの思考は、実は単なる考え方ではなく、現実に国際システムを動かしている三つの動輪であると、わたしは考える。ホプズの動輪、グロチウスの動輪、カント的動輪の三つである。このそれぞれ異なった三つの方向に動く動輪の上に設置された台車が、国際システムである。したがって国際システムは、がっちり固定したものではなく、いずれかの動輪が強く動くたびにその方向に引きずられるという流動的、動態的、不安定な存在である。わたし自身は、カント的方向にこの台車が動くことを切望しているが、現実はそのようなものではない。しかしカント的動輪が確実にその力を増していることも間違いのない事実である。

### 国際共同利用様式（単純対等ケース）

国民国家（主権国家）が支配する多数で多様な国民領域に分断されていた国民共同利用様式においても、人間の投出と投入という生存や生命活動、生活や経済活動にかかわる行為を、国民領域内に完全に閉じ込めることは不可能である。

第1に、前述したように、大気や水の循環を国境で阻止できないからである。ある国民領域内で汚染された大気や水は、かならず越境して他の国民領域において有害な作用を及ぼすのである（いわゆる越境汚染問題）。

第2に、国境は人為的に人間が自分の都合で線引きしたものであって、河川や湖沼、海洋、山岳、平野などの自然界利用対象物は、そもそもが元から国境を越えて存在しているものが多いからである。

第3に、海洋資源に特徴的であるが、それらは領海とは関係なく地球的規模の生物連鎖でつながっており、とりわけ回遊性魚類は領域に閉じこめることは不可能であるからである。

第4に、地下資源に特徴的であるが、国民領域ごとに資源分布は偏在化しているので、有用資源や有用物についての国境をこえた交易（輸出と輸入）は必然的に発生するからである。

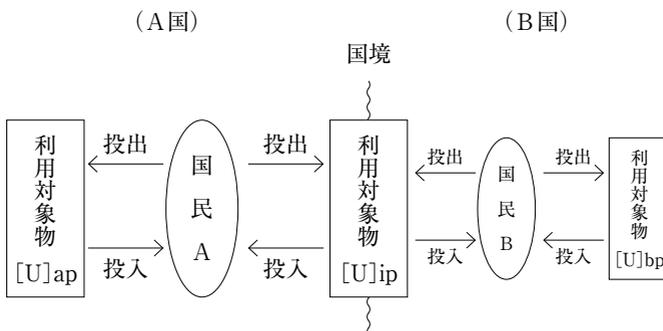
第5に、国境があるといっても、ベルリンの壁のような嚴重なものではなく、実際には国境とは関係なく人、モノ、情報、文化などの交易と交流は古代から盛んであったからである。

第6に、国民領域といっても固定したものではなく、たえず統合や分裂などの流動的な再編があり、人、モノ、情報、文化などの交易と交流圏がすでに出来上がっていた後から、国境が線引きされる場合が多かったからである。

したがって、国民国家（主権国家）が支配する多数で多様な国民領域に分断されていた国民共同利用様式と並存して、さまざまな利用対象物について国境をこえた国際共同利用様式が生成されざるを得ないし、生成してきたし、発展してきたのである。

この国際共同利用様式を図で単純に表したものが、図表8の国際共同利用様式（単純対等ケース）である（下の図表8参照のこと）。

図表8 国際共同利用様式（単純対等ケース）



注) [U]ip はA国国民とB国国民の国際公共財となる。

[U]apはA国の国民公共財であるが、国際的にはA国の国民国家私的財となる。

[U]bpはB国の国民公共財であるが、国際的にはB国の国民国家私的財となる。

A国とB国の大きさの違いは多様な差異と格差を表す。

~~~~ はA国の国民領域とB国の国民領域を遮断する国境である。

出所) 筆者作成

図表8は、国民共同利用様式において国境をはさんで対置していたA国の国民公共財[U]_{ap}とB国の国民公共財[U]_{bp}が統合され、A国国民とB国国民にとって共通の国際的な利用対象物[U]が創造されたことを、単純に表したものである。

以前は、[U]_{ap}はA国の国民だけが利用あるいは利用接近でき、[U]_{bp}もB国の国民だけが利用あるいは利用接近できるだけであったが、今では、両国の国民がこの共通の国際的な利用対象物を利用したり、利用接近できるようになったのである。

このようにしてこの両国国民にとって国境をこえた共通の利用対象物[U]は、A国国民とB国国民の国際的共同利用財になり、A国とB国の国際公共財(international public goods or international common goods)としての国際的名称を与えられ、[U]_{ip}と表示されるようになる。

[U]を[U]_{ip}という国際公共財にするのは、A国国民とB国国民の間の共同利用関係と共同利用様式であって、それが利用対象物[U]に、国際公共財という名称や国際公共性があるなどの、それを尊重すべき国際的名称が与えられたのである。

したがって[U]が[U]_{ip}になったのは、[U]の素材的性質や属性などでは決していない。それでも国際公共性研究や国際公共財研究分野において今でも、「非排除性」と「非競合性」という財・サービスの性質によって公共財を定義する方法が国際分野に適用・応用されている。後に詳しく検討するように、これらの方法は、明らかに理論的矛盾や混乱、破たんを引き起こしているのである。

国際公共性(international publicness)とは、人間の投出と投入行為がさまざまな利用対象物について国境をこえて結合される集合的行為関係・行為様式である。この利用対象物になったものに国際公共財としての名称が与えられる。

これまで繰り返し述べてきたように、この集合的行為様式は、三つの行為側面から構成されており、一つの行為過程に一体化されている場合があるので、行為側面と表現してきた。それは、国際共同利用(international common use)、国際共同利益(international common interest)、国際共同制御(international common control)の三つである。

国際共同利用とは、利用対象物[U]ip に対して国境をこえて多数の国の国民が投出と投入行為をしていることである。

国際共同利益とは、このような投出と投入行為の結合によって生じる持続的集合利益が国境をこえた範囲に平等に還元されることである。

国際共同制御とは、このような持続的利益を生み出すために、利用対象物[U]ip について、国民国家の協同作業によって国境をこえて国際調整したり権限を行使できる組織や機関を創設したり、あるいは国境をこえた市民や団体の連携活動や協同作業によって、共同利用が共同利益を持続的に創出できるようにコントロールすることである。

国際公共性は当然に国民公共性をふくむ概念である。なぜなら、国際公共性が成立するためには、国境をこえること、つまり国民公共性の単位や枠組みをこえることが必要であり、国際公共性は国民国家が国境をこえた共同利用諸関係や共同利益諸関係、共同制御諸関係を創造・構築して、初めて発展していくのである。したがって国際公共性が地域的・地理的に発展していくことは、そのなかにより多くの国民公共性を包み込むことになる。国民公共性の発展度や質的程度、様式、内容、規模はそれぞれの国の歴史や国民的・民族的特性を反映して多様であるので、国際公共性が地域的・地理的に発展すればするほど、国際公共性は多様な国民公共性によって構成された複合体としての複雑な性格を強める。

他方で、国際公共性は国民公共性を否定した概念である。なぜなら、国民公共性が国際公共性として発展していくためには、国民公共性が発展的に解消されるか一元化・標準化・統合化されることが必要だからである。国境をこえた共同利用諸関係や共同利益諸関係、共同制御諸関係の発展・構築は、国民公共性そのものの変革・変容を求めるのである。

したがって国際公共性と国民公共性は対立・矛盾する関係にある。国際公共性と国民公共性との対立・矛盾は、国民国家の生成発展と国際的諸関係の高度化とともに人類社会が長く直面してきた課題であり、今後もそういうものとしてあり続けることが予想される。これは、国際金融の世界では「国際均衡と国内均衡の矛盾」として、現代に至るまで人類社会を長く悩ませてきた問題であ

り、今後もそうであって、国境をこえた金融のグローバル化が進めば進むほど対立・矛盾が激しくなり、その調整に多大な費用がかかるのである。

このため、国際システムが国家主権によって分断された多様で強固な国民システムの複合的構成体である場合には、これによって国際公共性の発展は妨げられたり、制約を受けたりする。多様で強固な国民公共性が存在することによって国際公共性の発展が非常に部分的な範囲や分野にとどまる場合もある。国際的諸関係の高度化とともに国際公共性が発展していくが、複雑で変動する矛盾・対立・支配・協調・調整関係をもちつつ、国際公共性と国民公共性は並存する場合が多い。近代社会の現実がその複雑な様相を映し出している。²⁵⁾

この多様で複雑な国際共同制御の現実を、次の四つの視点から分類して整理してみよう。一つは、国際共同制御の行為主体からの分類であり、二つめは国際共同制御の地理的・水平的範囲からの分類であり、三つめは、国際共同制御の集権的・垂直的統合度から分類したものであり、四つめは、国際共同利用の利用対象物の相違からの分類である。

国際共同制御をその行為主体 (actor) から分類してみると、主権国家とその代表である国民政府が中心的な行為主体として国際共同制御にかかわる場合（主権国家中心型）と、主権国家もふくめ、市民や市民運動、市民団体、非政府間国際組織 (NGO: non-governmental organization)、自治体、企業（多国籍企業）、国際機構など、広い範囲の関係団体や組織が国際的ネットワークを組織して、国際共同制御の行為主体となる場合（国際ネットワーク型）がある。近年では、さまざまな分野での国際交流が盛んになり、インターネットなどの国際的な情報伝達手段が発達するとともに、後者の国際ネットワーク型が活発になってきた。後ほど紹介するように、このような国際共同制御のスタイルに、「グローバル・ガバナンス」という名称も用いられるようになっている。

まずは、前者の主権国家が中心的な行為主体である場合からみていこう。

国境をこえた国際共同利用は、利用対象物が国家の領域主権で分断されている場合には当然だが、そうでない場合でも複数の主権国家の領域主権に係わりをもつ場合には、当該国の国益に関係することになる。そうなれば国際共同利用を効率的に秩序だてて運用できるようにするためには、関係主権国家が定期

的に国際会議をもって調整したり、共同基準やルールを策定したりするなどの国境をこえた制御方法が必要となる。

国際共同制御行為の出発点は、主権国家が定期的な国際会議を開催して人的交流や情報交換をすすめる、その交渉にもとづいて二国間や多数国間条約を締結し、それを批准して国際ルール(国際法)を制定することである。そして、条約(とりわけ多数国間条約)で定められた目的を遂行するために常設の国際機構(international organization)を設立することが多い。国際機構は、複数の国家によって共通の目的達成のために国家間の条約に基づいて設立された独自の主体性をもつ常設的団体と定義されており、国際組織、国際機関、政府間国際組織などの名称もあるが、本稿では国際機構と総称することにする。

条約は、憲章(charter)・協定(agreement)・協約(convention)・規約(covenant)・議定書(protocol)などのさまざまな名称で呼ばれることがあるが、基本的には国家間で文書の形式で締結され、国際法によって規律される国際的合意である。これ以外に、勧告とかガイドライン、宣言(declaration)などの法的拘束性のないもの、いわゆるソフト・ローとよばれるものも、最近は複雑な国家間利益の調整に一定の役割を果たしている。また最近では、「オゾン層保護のためのウィーン条約(1985年)」や「気候変動に関する国際連合枠組み条約(1992年)」のように、規制目的と一般原則のみを定め、具体的な権利・義務や基準設定は別途に定めるという枠組み条約方式(framework convention)が、科学の進歩に応じて各国の義務をすみやかに変更し、実効性をあげるために採用されている。

いずれであれ条約は法的拘束力をもつので、批准国の国内制度・基準・法令やその執行・運用方法などは国際ルールにそって変更・修正・追加される必要がある。主権国家はどのような体制であれ立法権・行政権(執行権)・司法権という国内制御装置をもち、それに基づいてそれぞれの国内制度・法令・ルールとその執行・運用が行われている。したがって条約が締結・批准されるということは、主権国家の立法権・行政権(執行権)・司法権などの権限や管轄権が制限を受けることであり、さらに条約によって常設の国際機構が設立されてそれらの権限がこれに委譲されることもある。

国際共同制御の地理的・水平的範囲からの分類とは、利用対象物の関係する地域的範囲あるいはそれにかかわる行為範囲の広がりによって、国際公共性の具体的諸関係を区分することである。二国間レベルにおける国際公共性から、多数国間レベル、ブロック国家間レベル、さらにすべての地球市民・住民をふくめたグローバル・レベルの地球公共性 (global publicness) などが存在する。利用対象物の関係する地域的範囲あるいはそれに関係する行為範囲が広がれば広がるほど、利用対象物の地域的・地理的範囲からみた国際公共財としての性格は高まる。例えば、この視点から評価した地球大気や地球環境などの国際公共財的性格はたいへん高度である。

ある一定の地域的範囲の国や利害関係国が、それらの関係国全体の共同利益の実現を目指すために地域的範囲の多数国間条約を締結・批准して、共通基準や協力原則を定めたり、それを遂行するための地域的国際機構を設立することもある。これは地域的・利害関係的な範囲のものであり地域的国際共同制御とすることができる。国際河川委員会も関係利用国によって設立された。また、EU (欧州連合)、東アジア諸国連合 (ASEAN)、石油輸出国機構 (OPEC)、アフリカ連合 (AU)、中南米経済機構 (SELA) などは、この地域的国際機構である。

これに対して、国際連盟や国際連合などはすべての国の加盟を前提として設立されているので、地域的範囲という視点からすれば世界的・普遍的な規模での国際共同制御とすることができる。

多くの国が普遍的国際機構に加盟しておりながら他方では地域的国際機構にも所属しているので、これらの地域的国際機構と普遍的国際機構の間には、一方では協力的・補完的・相互作用的關係が生じることもあるが、他方では利益關係が対立して競争的・排他的・敵対的關係になることもあり、複雑な關係にある。普遍的利益、地域的利益、個別的国家利益が重層的・多面的にからみあって、複雑な様相を示しているのが現実である。

国際機構はその機能面から分類しても多様である。活動範囲が特定の専門分野に限定している専門的組織と、それらもふくめて機能的に多くの諸問題や総合的問題を取り扱うことが定められた一般的・普遍的国際機構がある。国際連盟や国際連合は後者に属し、例えば国際連合は、平和や安全保障などを扱うほ

か、それ以外に機能的な専門的諸部門を構え、総合的に活動している。

国際連合は192の国(2009年12月現在)が加盟する世界最大の国際機構である。その主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局の六つである。国連憲章において、その目的は、「国際平和と安全の維持」「諸国の友好関係の促進と世界平和強化」「経済、社会、文化、人道の諸問題の解決と人権・自由の尊重を図るため国際協力を実現」などが掲げられている。また加盟国の原則に、「全加盟国の主権平等の原則を基礎とすること」、「国際紛争を平和的手段で解決すること」、「他の国家に対する武力行使を慎むこと」などが示されている。

国際共同制御の集権的・垂直的統合度から分類してみるとは、主権国家が策定した国際ルールによって、主権国家の権限や管轄権が制限・拘束される程度そしてそれらが国際機構に委譲される程度の違いによって様々な段階が区分できることである。国際法学者がこの段階区分を試みた研究成果がある。それは、この統合度を「国際公益実現の原初的形態」、「国際公益実現の間接的形態」、さらに「国際公益実現の直接的形態」というように三つの段階に区分するものである。²⁶⁾

「原初的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現のために国際条約が結ばれるのであるが、その実現の担い手は原則として各国家機関であり、各主権国家間の権限配分とその相互不可侵が前提とされているものである。19世紀初頭の国際河川委員会が例示されており、それによって航行の自由は保障されたが、各沿岸国の排他的管理権限が認められ、委員会(国際機構)は各沿岸国の調整機能をもつだけであった。

「間接的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現の担い手は各国家機関であるものの、国際的に共通の規則と基準を制定し、加盟国はその実施を拘束され、国際機構は実施されているかどうかの監督権限(定期的な報告、事実審査、審議・勧告)を委ねられるものである。19世紀後半に設立された各種の国際行政連合が例示されている。現代に至ってもこのケースが依然として多いという。

「直接的形態」というのは、関係諸国家間の共通利益の実現のために設立さ

れた国際機構自身が、加盟国家機関を介さなくても、共通利益の実現のために必要な業務を直接的に実施する権限を委ねられたものである。非沿岸国もふくめて構成され、沿岸国・非沿岸国から独立した法定化や執行機能をもち、直接に私人を拘束する権限も与えられた19世紀のダニユーブ河やライン河のヨーロッパ国際河川委員会が、その萌芽的なものとして例示されている。

集権的・垂直的統合度からみて、もっとも進んでいるのかEU（欧州連合）である。ローマ条約（1957年）やマーストリヒト条約（1992年）、アムステルダム条約（1997年）、リスボン条約（2007年）などの国際憲章を加盟国が批准するという過程を踏みながら、立法機関に当たる閣僚会議や理事会そして行政機関にあたる欧州委員会さらに司法機関である欧州裁判所をそなえた三権分立の民主的国際制度をかまえて、統合を深めてきたのである。1993年のEU（欧州連合）発足により、加盟国の域内では国境をこえた人、モノ、サービスの移動が自由になった。1999年には単一通貨ユーロを導入し、加盟国の金融主権はヨーロッパ中央銀行に移譲された。現在の加盟国は27カ国まで拡大したが、財政制度の統合は残されたままであり、域内での経済的不均衡が拡大したため、ギリシャ政府の財政粉飾を契機にギリシャ・ショックなどのユーロ不安を引き起こした。

国際共同利用の利用対象物の相違から分類してみると、伝達の共同利用、単位的共同利用、交換的共同利用、貨幣的共同利用においては、比較的早期から国際共同制御行為の進展がみられた。

河川、海運、交通（鉄道・運輸）や郵便、通信、保健衛生、度量衡などの分野においては、例えば、上述した19世紀のヨーロッパの国際河川委員会や国際行政連合などである。国際行政連合は、国際電気通信連合（1865年設立）、万国郵便連合（1874年設立）、国際度量衡事務局（1875年設立）、万国工業所有権保護同盟（1883年設立）、万国著作権保護同盟（1886年設立）、万国農事協会（1905年設立）というように19世紀後半以降設立されたのである。技術基準の統一や専門規則の策定、情報資料の収集・伝達、統計資料の作成などが行われた。国際労働機関（ILO）も、1919年にベルサイユ条約によって創設された労働条件の改善と福祉の向上を目指す国際機構であった。

その後、これらの専門的国際機構の多くは、戦後、国際連合の専門機関とし

て引き継がれた。国際連合の専門機関は、国際労働機関 (ILO)、国連食料農業機関 (FAO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、世界保健機関 (WHO)、国際開発協会 (IDA)、世界銀行 (IBRD)、多国間投資保証機関 (MIGA)、国際金融公社 (IFC)、国際通貨基金 (IMF)、国際民間航空機関 (ICAO)、万国郵便連合 (UPU)、国際電気通信連合 (ITU)、世界気象機関 (WMO)、国際海事機関 (IMO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連工業開発機関 (UNIDO) の17である。国際度量衡事務局は、戦後、国際標準化機構 (ISO) に引き継がれた。

貨幣的共同利用に関しては、19世紀末にはほとんどの国が金本位制を採用していた。金本位制とは、各国が金を本位貨幣 (価値基準の基本単位であること) と認め、それぞれの国の通貨単位と金の分量との等価関係を確定し、金の国際的な移動を自由化することで成立する。このことによって金は、国際的に共通の貨幣として、国際公共財になったのである。

領域主権が未確定な利用対象物については、戦後になってから進展があった。全人類の共有物であることを宣言し、国家による排他的領域主権を排除する方式の国際共同制御が発展してきた。例えば、宇宙空間については国際連合の宇宙空間平和利用委員会が宇宙条約 (1967年) を定め、天体をふくむ宇宙空間の領域権の設定の明示的な禁止とそれが全人類に認められた活動分野であることを宣言している。これは月についても月協定 (1984年) で定められている。また深海底についても国際連合海洋法条約 (1994年) が、深海底が人類のすべてに利用可能な「人類の共同遺産 (common heritage of mankind)」であることを宣言している。さらに公海についても、国際慣習法や国際連合海洋法条約で、航行自由の原則と領域主権の禁止が定められ、さらに海賊取り締まりの権限 (管轄権) がすべての国に認められている。

しかし以上の利用対象物と比較して社会的利用対象物、とりわけ平和・安全保障や人権分野においては、国際共同制御は遅々として進まなかった。例えば、国際連合の活動を総括して改革を提起した報告書は、人道的活動 (教育・保健・福祉・難民保護) や運輸・通信・気象・統計などの分野の情報収集、標準化作業、規範設定作業などにおいては、加盟国間の合意形成が比較的容易であった

が、国際平和の維持と軍縮、開発問題に関して合意成立が困難であったことを明らかにしている。²⁷⁾

平和・安全保障や人権分野さらに環境問題については、それに利害関係をもつ大国の反対によって、上述の主権国家中心型の国際共同制御は行き詰まりをみせていたのである。そこで、市民や市民運動、市民団体、非政府間国際組織(NGO)などが、賛同する主権国家とも連携して国際的なネットワークを組織し、それが推進主体となる国際ネットワーク型の国際共同制御が有効性を増してきた。

1999年に発効した対人地雷全面禁止条約(オタワ条約)の加盟国は、国連加盟国の8割以上の156にもものぼる。しかし最初は、対人地雷全面禁止に賛同するカナダなどの中小国と非政府間国際組織(NGO)がネットワークを組み、1997年に条約署名会議が開催され、それぞれ自国の政府に呼びかけて批准国を増やしていった、発効に至ったのである。条約を批准していないアメリカもこの発効で事実上地雷を使用できなくなった。

2002年7月1日には、市民運動や非政府間国際組織(NGO)、国際世論の力も加わり、ジェノサイド(集団殺害)や人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪を犯した個人(元首を問わない)を国際社会が裁く「国際刑事裁判所(ICC)」設立条約が発効し、オランダのハーグに常設の国際裁判所として創設されることになった。しかしアメリカ、ロシア、中国などの大国はこの条約を批准していない。

不発弾による民間人被害が大きいクラスター爆弾(大量の子爆弾が広範囲にまき散らされる非人道的爆弾)の全面禁止条約(オスロ条約)は、2008年に署名式が行われたがそれが1年8ヶ月で発効したのは、アメリカ、ロシア、中国などの大国ではなく、欧州、アフリカなどの中小国の批准を積み上げてきたことが、2010年8月の発効に至ったのである。この条約にも、この爆弾を大量保有するアメリカ、ロシア、中国、イスラエルなどは加盟していない。

このような市民参加型の国際共同制御を地球的規模に広げ、人類全体の持続的利益(人類益)の実現を追求するという壮大な研究が国際連合グローバル・ガバナンス委員会によって行われ、1995年に報告書が発表された。この報告書は、人類全体の利益(わたしの考えからすれば最高度の国際共同利益)の持続的な

実現を達成するためには、グローバル・ガバナンスが必要でありそれを強化すべきであるとして、その意義と方法、および四つの中核的な領域について具体的改革策を提起した画期的な報告書である。包括的で多面的な内容であるが、国際共同制御を語る上で欠かせない研究成果であるので、紀国の責任で要約して紹介してみよう。²⁸⁾

報告書は、次のようにグローバル・ガバナンスという用語を定義する。それをまとめれば次のようになる。

第1に、ガバナンスとは、集団的な意思決定の方法であり、またその過程(プロセス)である。したがってグローバル・ガバナンスとは、地球規模レベルでの、つまり地域的・地理的範囲でみてたいへん高度なレベルでの集団的な意思決定過程でありその方法である。また次にみるように、これに参加する行為主体は多様で多数にのぼるので、これらによって形づくられる意思決定過程は、常に発展し複雑な相互作用によって形成される動態的なものであって、一つの決まったモデルや形式があるわけではない。

第2に、グローバルな意思決定過程は、市民、市民運動、非政府間国際組織(NGO)、企業(多国籍企業)、市場、自治体、国民政府、国際機構がかかわり縦軸において重層的で相互作用的なものであり、また国際機構や国民政府を中心とするグローバル・レベルや地域レベル、現地レベルでのグローバル・ネットワークが形成され横軸において多層的で相互作用的なものである。

第3に、グローバル・ガバナンスは強化されるべきであるが、世界政府や世界連邦のような世界レベルでの中央集権を目指すものではない。それが民主主義を脅かしたり、あらたに強大な権力を導く恐れがあるからである。

グローバル・ガバナンスを提起しそれを強める必要性が生じた理由を、報告書は、世界のすべての人々が「地球隣人社会」あるいは「地球村」と表現できるほど、緊密な共同利用者関係で結びつけられるようになったからであるとして、次のような例をあげる。

運輸や通信の技術発展により距離と時間が短縮されたこと、貿易、工業発展、多国籍企業、投資の増大が世界を緊密に結びつけるようになったこと、そしてこれらの活動のすべてが地球の生態系の資源に依存しており、その劣化がますます

ます明らかになりつつあることである。例えばヨーロッパで使われるエアゾールが南米での皮膚癌の原因になり、ロシアでの穀物不作がアフリカの飢餓を悪化させ、北米の不景気がアジアの人々から雇用を奪い、アフリカの紛争によってヨーロッパへの難民が増えるなどのことである。

その結果、国民国家が協力し隣人社会の一員として行動しなければならない問題がますます増大しているという。例えば、平和と秩序の維持、経済活動の拡大、汚染との取り組み、気候の変動を抑止あるいは最小限の抑制、伝染病との闘い、兵器拡散の抑制、砂漠化の防止、種の多様性の保護、テロ抑止、飢餓克服、経済不況の克服、希少な資源の分かち合い、麻薬取引犯人の逮捕、女性の解放、人権擁護などの問題である。

「地球隣人社会 (global neighbourhood)」という概念は、この報告書の重要なキーワードであり、地球人類全体が地球資源や生態系の共同利用者としての諸関係を強めていることを表したものである。しかし筆者がこれまで何度も述べてきたように、共同利用関係はある者の利益が他の者の利益と競合する関係であって、その緊密度・統合度が高まるほど競合関係も強まる。これを共同利益関係に高めるには、優れた国際共同制御が必要になる。つまり、国際共同制御の目的は、持続的な国際共同利益の実現である。

報告書は、この国際共同利益の実現は、それを具体化したグローバルな価値観・市民倫理・規範が行動指針として広く受け入れられ、それを身につけたリーダーシップが発揮され、それによって質の高いグローバル・ガバナンスが形成されることによって、達成が容易になるという。

報告書のいう価値観 (values) とは、文化的、政治的、宗教的、思想的な相異や地縁・利権そして民族・文化のアイデンティティーをこえ全人類が支持でき、等しく共有できることを目指した普遍的なものであって、その点で抽象的ではあるが、生命の尊重、自由、正義と公正、相互尊重、配慮、誠実さが示されている。

そしてこれを共通の権利・義務関係としてさらに具体化したものが、グローバルな市民倫理であり、規範である。

それはすべての人々に次のような権利を認める。安全な生活、平等な扱い、

相当の収入と生きるために必要なものを手にいれるチャンス、平和的な手段を通じてそれぞれの相違を明確にし保護すること、あらゆるレベルでのガバナンスへの参加、著しい不正を是正するための自由で公正な請願、情報への平等なアクセス、地球共有財への平等なアクセス。

同時にそれはすべての人々に次のような義務・責任を求める。共通の善への貢献、自らの行為が他の安全と安寧に与える影響を考慮すること、男女の平等を含む平等の促進、持続可能な開発を追求し地球共有財を守ること、それによって将来世代の利益を保護すること、人類が文化的・知的に継承してきたものを守ること、ガバナンスに積極的に参加すること、腐敗をなくすこと。

報告書は、次の四つの中核的な領域についてグローバル・ガバナンスを強化することを提案する。

①「安全保障の推進」には、国家の安全保障から人類と地球の安全保障への枠組みの変更、核などの大量破壊兵器の削減・軍縮、紛争と戦争の予防システムの構築、兵器の生産と貿易の管理などがある。②「経済的相互依存の管理」には、国連に経済安全保障理事会 (ESC) を創設し持続可能な開発に向けた戦略的枠組みを検討することや IMF と WTO の政策の調整などを行うこと、IMF の役割の強化、低所得諸国の債務削減、環境税や地球共有財の使用手数料さらにグローバルな課税構想の検討などがある。③「国連の改革」には、安全保障理事会の全面見直し、信託統治理事会に地球共有財に関わる任務を与えること、総会を普遍的フォーラムとして活性化させること、市民組織の参加する市民フォーラムの開催、安全にかかわる請願理事会の創設などである。④「世界的な規模での法の支配の強化」には、国際法や国際司法裁判所の強化、国際刑事裁判所の創設などがある。

前述したように、共同利用関係という人間の集合的行為関係・行為様式は、三つの行為側面をもっているため、そのそれぞれの行為側面について多様な方法や質の水準があり、それらはたえず変動するとともに、その三つの行為側面は相互に関係しあって作用する。したがって、多数の、多様な、重層的に関係して動的に存在する人間の集合的行為関係・行為様式を、そのようなものとして柔軟に総合的にとらえる方法が必要になる。この方法論は国境をこえた国

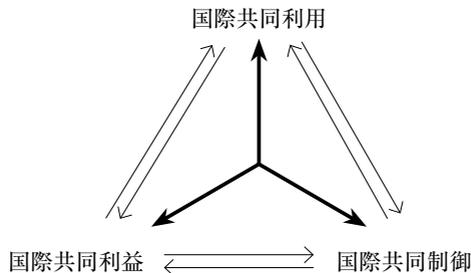
際共同利用関係にも当然に応用でき、その方法論をわたしは「国際公共性三元論」とよぶことにする。この方法を図解したのが図表9 国際公共性三元論である（図表9参照のこと）。

多様な国際共同利用行為のそれぞれについて多様な方法と質的水準があることは、図表における太い三本の矢印軸で表すことができる。国際共同利用軸、国際共同制御軸、国際共同利益軸の三本の軸である。これらは三つの行為側面のそれぞれについての高度性や質的水準を判定する軸となる。矢印の外側に向かって広がっていけばそれらの高度性や質的水準は高まる。

大気や地球環境などについての国際共同利用軸は高度である。しかし国際共同制御の発展度も高度であるとは限らない。関係国の意思が反映される民主主義的制度が保障されているかどうかという点で国際共同制御の質的程度・水準をみる基準も必要になる。さらに、国際共同制御が実際に関係国すべてにどの程度の共同利益をもたらしているかどうかという国際共同制御の質的程度・水準を評価する基準も必要になる。地域的範囲や統合性が発展したとしても民主主義制度や共同利益水準が発展するわけではないし、民主主義制度の発展についてもそれが自動的に共同利益を高めるとは限らない。

図表の細い矢印で表したものは、それらの行為側面が相互に関係しあっていることを示している。国際共同利用が持続的な国際共同利益を生み出すようにするにはどのような国際共同制御が必要で、どのように成功し、どのように

図表9 国際公共性三元論



出所) 筆者作成

失敗したか、国際公共性研究とは、このような人間の国際的な集合的行為関係・行為様式の相互作用の動態を、歴史的・具体的・現実的に明らかにすることである。

国際公共性についても、「非排除性」「非競争性」という財・サービスの性質で、国際公共財を定義しようとする誤った研究方法がある。これまでわたしが批判してきたように、そのような性質を生まれながらもっている財・サービスはこの世に存在しない。人間集団が資源の共同利用を上手にコントロール(制御)して利用者すべてに持続的な公平利益を与えることができたとしても、それはそういう集合的行為関係・行為様式を人間集団が創造し、その永続調整が可能であった場合のことである。

このような国際公共財論は、国際平和や国際経済の安定などの元から集合的・非競争的表現である概念を国際公共財といたり、存在しているのではなく創り出すものであるのに純粹の国際公共財を見つけるのは容易ではないといたりして、理論的混乱に陥っている場合が多い。ただし次に取り上げる研究成果のように、理論的にあいまいで混乱していても、たどり着こうとしている目標は、わたしと共通している研究もある。²⁹⁾

国連開発計画 (UNDP) は、「地球公共財 (global public goods)」の研究において、「非排除性」「非競争性」を基本にその分析を行った。地球公共財を次のように定義する。「地球公共財と呼ばれるものは、次の二つの基準を満たさなければならない。第一に、その便益が強い公共性を持っていることである。それは、「消費の非競争性」と「非排除性」によって特徴づけられる。こうした特徴は公共財に一般的に見られるものである。第二の基準は、その便益が普遍性を持っていることである。例えば、複数の国家(ある特定グループ以外の国々も含む)や複数の人間集団(単一の集団だけでなく将来の世代も含む、あるいは、将来世代の選択のオプションを閉ざさない限りにおける現在の世代)の便益にかなっているかということである。これらの諸要件を満たすことによって人類全体を地球公共財の受益者とすることができるのである。」

このような誤った定義から出発したため、次のように地球公共財の分類や地球公共財という用語の使い方そのものがあいまいなものになってしまった。

この研究は、地球公共財をそれが提起する政策上の課題に基づいて、次のように三種類に分類する。

第一分類は、自然界に存在する地球規模の自然共有財（natural global commons）であり、人為以前に蓄積されたストック変数である。例えば、オゾン層や大気（気象）などであり、集団行動の問題は過剰使用である。

第二分類は、地球規模の人為的共有財（human-made global commons）であって、例えば、科学知識、実用知識、世界共通の原則と規範（普遍的基本的人権など）、世界の共通文化遺産、インターネットのような国境を超えたインフラなどである。この種の地球公共財が提起する課題は過小使用である。

第三分類は、これも人間界に存在するが地球規模の政策の結果（global policy outcomes）であって、これには平和、健康、金融安定、自由貿易、貧困からの脱却、公正と正義などが含まれる。集団行動に関する問題は、供給不足である。

第一分類と第二分類は、わたしのいう国際共同利用対象物のことであるが、第三分類は、わたしのいう国際共同利益のことである。「政策の結果」であると但し書きをしてはいるものの、これは国際共同利益の目標値でもある。しかもこれらのそれぞれの便益と費用が「非排他的」あるいは「非競合的」かどうかを個々に分析した表が示されているが、この定義を満たしていないものが多い。

さらにこの研究は、地球公共財を生産連鎖によって区別するべきとして、次のように「最終財」と「中間財」に区分する。

①最終財としての地球公共財は、通常使用される意味の『財』ではなく、結果（outcomes）であって、それは人類の共有遺産や環境などの有形なものかもしれないし、平和や金融秩序の安定などの無形なものかもしれない。

②中間的な地球公共財とは、最終地球公共財の提供に役立つものであって、最も重要な中間財は国際レジーム（international regimes）である。それは公共財をもたらす他の多くの中間財の基盤となるものであって、例えば国際協定、国際組織、国際監視制度、国際的インフラストラクチャー、国際援助プログラムなどである。それは輸送・通信から保健、さらには環境、人口、司法制度、人権、マクロ経済政策等にまで及んでますます多くの分野を扱うようになって

おり、政府間のものだけでなく、国際的な市民組織や私企業も重要な役割を担いつつある。

ここでも地球公共財という用語の使い方があいまいである。国際共同制御行為とそれによってもたらされる成果（わたしのいう国際共同利益）とが、地球公共財という同じ用語でいっしょくたにされている。

以上のような問題点を指摘できるが、国際共同制御に関して次のような重要な政策的手法を提起していることは、大いに評価できる。

第1に、地球公共財の供給を高めるために権限のギャップを埋めることである。これは国民や企業が国境を超えて引き起こす問題に対する全責任を国民政府に負わせるというものであって、「外部性のプロフィール」を作成させ、各国の国境を超える効果を正・負の両方に分けて明確にし、それについての国民政府の責任を透明にすることが、提起されているのである。

第2に、参加のギャップを埋めることである。これは政府、国民、市民社会、企業というグローバルな行為主体のすべてに、公共財の生産や消費に貢献する機会やそれらの優先順位を決定する機会を平等に配分することであって、国際機関の運営に南北代表を平等に参加させること、途上国が自己管理する「グローバル参加基金」の創設、市民社会や民間部門にもその機会を与えること、各部門の専門家を参加させること、などを挙げている。

国際共同利用様式（単純非対等ケース）

国民共同利用様式（単純非対等ケース）の検討においては、地球資源が国民領域に支配・分断され、それぞれの国民領域において国民共同利用様式が発展していくとともに、国際システムは、格差システム、分裂・対立システムになり、国民国家間の資源争いや主導権争いが激化することを明らかにした。

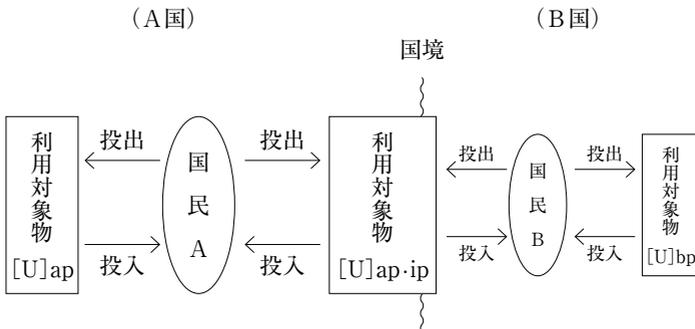
国際共同利用様式（単純対等ケース）の検討においては、人類全体の持続的利益を目的とした、大国主導でない国際共同制御を展望してきた。

しかし国際共同制御においても、大国が主導権をにぎり、大きな影響力を及ぼしているのが現実である。例えば、国際連合をはじめとして多くの国際機構においては、一国一票の民主的な総会方式に加えて、大国が主導権をもち拒否

権を行使できるなどの常任理事会方式が並存しているのである。平和共同体として出発したEU欧州連合も、経済統合を急いで加重多数決方式を導入したのは、アメリカや日本の経済力に対抗するためであった。軍事力、経済力、金融力、資源力、科学技術力、文化力などにおいて強大な力(パワー)をもつ大国は、その国の国民公共財を国境をこえて開放し国際公共財とすることによって、国際公共財に対する自国の影響力を強め、自国の利益に結びつけることができる。戦後アメリカが、強大な軍事力で核の傘を作り上げたり、大量に集中した金を使って自国貨幣のドルを世界の基軸通貨に仕立てあげたことなどがその例である。

図表10は、このような国際共同利用様式の非対等ケースを単純な形で表したものである（下の図表10参照のこと）。A国国民とB国国民が国際的に共同利用する利用対象物 [U] であるが、それがA国の主導下であって、A国に有利に操作できるケースを表したものである。利用対象物 [U] は、国際公共財としての性格をもちつつも、A国の国民国家私的財としての操作性が強まっているので、[U] ap・ip と表すことができる。

図表10 国際共同利用様式（単純非対等ケース）



注) [U] ap・ip はA国の国民公共財であるが、国際的にはA国の国民国家私的財であるとともに、A国国民とB国国民の国際公共財となる。

[U] ab はA国の国民公共財であるが、国際的にはA国の国民国家私的財となる。

[U] bp はB国の国民公共財であるが、国際的にはB国の国民国家私的財となる。

A国とB国の大きさの違いは多様な差異と格差を表す。

~~~~ はA国の国民領域とB国の国民領域を遮断する国境である。

出所) 筆者作成

このような現実を反映して、超大国となった覇権国が供給する財・サービスを国際公共財と定義する理論が生まれてきた。ここではそれらの理論を整理してみても、国際公共性三元論の立場から批判的に検討してみることにする。

このような視点から国際公共財に関する多数の研究成果を進展させてきたのが、いわゆるアメリカの国際政治経済学派 (International Political Economy: IPE) である。これには、ネオ・リアリズムの潮流に属するといわれる覇権安定論者と、それと対照的なネオ・リベラリズムの潮流にある相互依存論者がいる。<sup>30)</sup>

ちなみに国際政治学分野において、リアリズム論者とは、国際関係は基本的にアナーキー状態(無政府状態)であり、その行為主体 (actor) である国家は国益をめぐって、とりわけ軍事的な安全保障をめぐって対立と競争状態にあるとみて、国際協調を否定する論者の総称である。これと対照的にリベラリズム論者は、国家だけでなく非政府組織、多国籍企業、国際機構なども国際関係の行為主体となりうることを認め、国家も一元的単一体ではなく、政策領域によっては積極的な協調関係が発展するとみる論者のことである。1970年代にかけてこのリアリズム・リベラリズム論争が激しさを増したが、その後、この論争は、双方が歩み寄り、より時代的状况に対応して理論を洗練させた後、1980年代には、ネオ・リアリズムとネオ・リベラリズム論争となって再燃したが、その後収束したといわれている。いずれの方向で収束したかは議論を呼ぶところである。

ネオ・リアリズム論者は、国際的な制度や後ほど詳しく検討する国際レジーム (international regimes) によって国家間対立が緩和されることを認めるが国際社会は依然としてアナーキーな状態にあり、国際関係は安全保障の分野はもちろん経済関係についても対立・競争関係にあるとみる。これに対してネオ・リベラリズム論者は、国家が国際関係における主要な行為主体であり利己的な行動をとることは認めつつも国際的制度やレジームの発展により積極的な国際協調が可能であるとの立場をとる。

覇権安定論者の国際公共財論にかかわる代表的な見解や共通点をまとめると、次のようになる。<sup>31)</sup>

- (1) 政治的・軍事的・経済的に超大国である覇権国が国際公共財を供給する

ことによって、国際的な政治・経済システムの安定や繁栄がもたらされる。ボックス・ロマーナ、ボックス・ブリタニカ、ボックス・アメリカーナ（アメリカによる平和）がその例であり、1930年代の大不況はイギリスやアメリカなどの覇権国が、国際公共財を供給する責務を果たさなかったことに起因する。

(2) 国際公共財とは、平和・安全保障、航海・通商の自由と安全、市場の開放や自由貿易制度、資本不足国への資金供給や援助、国際通貨システムや固定為替相場制度、マクロ経済政策調整、金融不安の際の国際的な最後の貸し手としての役割、所有権の国際的普及、重量基準の国際的規格化などである。なかにはボックス・アメリカーナというアメリカの覇権システムや秩序そのものが国際公共財であるとまでいう論者もいる。

(3) 上記の国際公共財の定式化には、公共経済学という公共財の定義、いわゆる「非排除性（消費を排除できないこと）」と「非競合性（ある人の消費が他の人の消費を妨げないこと）」という二つの基準が国際的レベルで適用されている。

(4) 覇権国は、国際公共財の費用負担の過大化や非覇権国のフリーライダー（ただ乗り）行動により衰退を余儀なくされ、そのことによって世界の政治・経済は不安定になり混乱をきたす。

このような覇権安定論者の国際公共財論を国際公共性三元論の立場から検討すれば、次のように評価できる。

第1に、国際公共財の定義に関してであるが、そこで国際公共財であると定式化されているのは、覇権国が供給するか覇権国に所在する利用対象物であって、それらを複数の関係国が国際共同利用するからである。したがって国際共同利用という行為側面からだけで評価すれば、国際公共財としての特性を備えているといえる。

第2にしかしながら、国際共同利用するのは覇権国によりその利用を許可された特定の複数国（特定の同盟国、加盟国、契約国）であるので、共同利用の地域的範囲という視点からみた国際公共性的性格は、限定されたものである。

この点を指して、覇権国の国際公共財は、会員制クラブが共同利用するような性格をもった「国際クラブ財」であるという意見もある。また、軍事同盟のように加盟国にとっては国際公共財であるとしても、非加盟国や敵対国にとっ

ては非国際公共財あるいはマイナス国際公共財になることを指摘する意見もある。要するに共同利用の範囲や質的程度から評価しても、その国際公共性的性格は低いといえる。

第3に、覇権国が提供しそれを特定国に開放する国際共同利用の対象物は、平和や航海の安全を保障する軍事力、通貨・金融、資本供給、自由市場などが挙げられており、自然的利用対象物ではなく、主に社会的利用対象物である。なかには、これらの総体をふくめて覇権国による秩序そのもの、例えばアメリカによる平和（パックス・アメリカーナ）を国際公共財であるという意見もある。

第4に、上記の国際公共財の定式化に、いわゆる「非排除性」と「非競合性」が国際的レベルで適用されていることであるが、財の素材的性質として「非排除性」、「非競合性」を備えるものを公共財と定式化する誤りについては、わたしはすでに繰り返し指摘した。上述した国際公共財がそれぞれ現実的に「非競合性」をもっているかどうかについては、疑問が多い。また「非競合性」を素材的性質性に求めた結果、国際公共財を例えば平和や秩序などの元からの集会的・非競合的概念に求めるのも誤っている。

第5に、覇権安定論者の国際公共財を国際共同利益の行為側面から評価すれば、その質的程度性は必ずしも高いとは限らないことである。

覇権安定論者は、覇権国の提供する国際公共財の利益がおおむね、関係国（同盟国、加盟国）全体に還元されることを前提にして、理論を展開する傾向にあり、現実に国際共同利益を生み出し還元されているのかどうかという点での具体的な実証や測定基準の検討をあいまいにしている。これらの国際公共財が覇権国に特権的利益や利権をもたらしていることが多い。それらの具体的検証が必要である。

第6に、覇権安定論者の国際公共財を国際共同制御の行為側面から評価すれば、その質的程度性がきわめて低い国際公共財であるといわざるをえないことである。この側面から厳密に評価すれば国際公共財の名に値しないといても過言ではない。国際連合やIMFなどの国際組織は、加盟国の力や出資の大きい国に有利になっているとしても、一応、形式的に加盟国や出資国の意思が反映する仕組みを最低限にでも持っている。これと比較すれば、覇権国の提供す

る国際公共財の管理は、関係国や加盟国の共同制御の下に置かれているわけではなく、もっぱら覇権国の指揮・管理下にあるからである。

次にアメリカの国際政治経済学派のネオ・リベラリズムの潮流に属するといわれる相互依存論を取り上げよう。相互依存論の代表的論客は複合的相互依存論 (complex interdependence) を展開する。複合的相互依存論者の国際公共財論にかかわる見解を要約すると、次のようにまとめることができる。<sup>32)</sup>

(1) 相互依存とは、戦後、財、通貨、人、情報などの国境をこえた移動や国際取引の飛躍的な増大によって、国家や国家内の行為主体がそれぞれ相互的な影響を受けるようになった状況である。

このような相互依存状況によって、次のリアリズム仮説は有効性を失ったと論者は批判する。それは、①一体的単位としての国家が国際政治の主要な行為主体 (actor) であり、②軍事力が有効で効果的な政策手段であり、③国際政治の問題群は階層的であり、安全保障が高度で (high politics)、経済や社会的問題は低い位置 (low politics) にある、この三つである。

これに代わって、これと対極的な複合的相互依存状況が現れた。それは、①多元的な経路 (channels) で国際社会が結びついている。例えば、公式の外交取り決めだけでなく非公式の政府エリート間の結びつき、非政府部門間のエリートの非公式の結びつき、さらに多国籍銀行や多国籍企業などの国家をこえた組織など、国家間関係、脱政府的関係 (transgovernmental relation)、脱国家的関係 (transnational relation) の増大である。②国家間の協議事項は、明瞭で一貫した階層性をもたない多元的な問題群で構成されている。国内政治上の問題と考えられるものも多く、国内諸問題と対外諸問題の区分があいまいになっている。③複合的相互依存状況が支配的である地域や問題領域では、その解決のために軍事力が行使されることはない。なお、いずれの仮説も理念型として示されたものであって、現実はこの中間にあると論者はいう。

(2) 国際政治における分析概念として相互依存をとらえる方法が必要であり、そのためには相互依存がコスト (費用や損失) とパワー (power) を生み出すことに注目すべきである。

相互依存は、敏感性 (sensitivity) と脆弱性 (vulnerability) というコストを

発生させる。敏感性とは、政策枠組みが変化しない場合にある国の政策変化によって他の国がこうむるコストのことであり、脆弱性とは、それに対応するために他の国が政策変更をせざるを得ないことにともなうコストである。

敏感性相互依存と脆弱性相互依存(とりわけ後者)は、パワー資源を生み出す。パワーとは、ある行為主体が、他の行為主体の(コストがかかるなどの点で)したくないことを強要できる能力であり、それによって結果をコントロールできることである。非対称的相互依存がパワーの源泉であり、敏感性相互依存度や脆弱性相互依存度の低い国家や行為主体がパワー能力をもつ。

したがって、相互依存によって自動的協調や相互利益が生み出される訳ではないし、利害対立がなくなるものでもない。先進国と途上国の間にも、資源生産国と消費国の間にも非対称的相互依存関係がある。現実には、完全な対称的相互依存と完全な非対称的相互依存の間の中間的な様々なケースの状況にある。

(3) 国家や問題領域内のパワーの分布構造が国際システム構造を形づくり、それが国際レジーム (international regimes : 以下、レジームと呼ぶ) の性格を形成する基盤的要因となる。レジームとは、「行為様式を規則化させ、相互依存の効果をコントロールするところのルール (rules), 規範 (norms), 手続き (procedures) のネットワークあるいはそれらの公式・非公式の緩やかな集まり (sets)」である。

形成されたレジームは、今度は国家間や問題領域ごとの政治的・経済的交渉過程に介入し、交渉や決定に影響する。戦後発展したレジームは、発展途上国援助、環境保護、漁業資源保護、国際食料政策、国際通貨政策、多国籍企業規制、国際海運政策、国際貿易など多様な問題領域に広がっている。

(4) レジームは四つの要因で生成し変動する。経済過程 (economic processes), 全般的パワー構造 (overall power structure), 問題領域内パワー構造 (power structure within issue areas), 国際機構 (international organization) である。経済過程は長期的要因であり、基本的には、全般的・問題領域内パワー構造が基盤的(潜在的)要因であって、いずれも複合的相互依存における政治的交渉過程を経由して初めて、現実にレジームの形成・変動の影響力をもつ。また国際機構は議題の優先順位を定めたり、集票力やグループ連携などを通じて、問題

領域における個々のレジームに大きな影響を与える。

レジーム形成・変動の基盤的要因を全般的・問題領域内パワー構造の変動に求めたので、この論者はレジーム変動の構造主義者とと言われるようになった。このことについては後ほど検討する。

(5) 複合的相互依存論者は、そののち、アメリカによる覇権低下後も、レジームにより世界システムの安定が保たれるとの見解を表明するようになる。覇権が存在しなくても、レジームの形成が可能であるとの理論をその機能的効果から組み立てたのである。これが、レジーム変動における機能主義と呼ばれる理由であるが、これについても後ほど検討する。

以上の相互依存論者の国際公共財論についても国際公共性三元論の立場から検討すれば、次のように評価できる。

第1に、財、通貨、人、情報の国境をこえた移動の飛躍的な増加によって、国際システムの行為主体である国家間や国家内の国際行為主体間において国境をこえた共同利用関係が多様な問題領域で強まったとの認識、つまり国際共同利用諸関係が多面的な領域で地域的にも統合的にも強まったとの状況認識については、わたしも同意するものである。

第2に、相互依存によって自動的に協調や相互利益が生み出される訳ではなく、かえってそれによって利害対立が増大すること、さらに先進国と途上国の間のように非対称的相互依存関係の存在を指摘していることは評価できることである。

国際共同利用諸関係は、非競合性ではなくその本来的特性として競合性的性格を内在させている。国際共同利用諸関係が増大すればするほど、競合性や利益対立が増大する。競合性とは共同利用関係において発生するところの、ある者が利益を得れば他の者が損失をこうむる関係である。競合する双方がより高い共同利益を得るためには、高度な共同制御行為が必要となる。

第3に、相互依存という国際共同利用諸関係の多面化・高度化がレジームという国際共同制御を発展させるという理解は重要である。レジームとは、国際関係において国民国家や政府関係者などの行為主体の行動を何らかの方法で一定の目標にむけて制御することであり、それが国際共同利用関係の発展とともに

に生成・発展することに注目している点で、それを評価するものである。

第4に、しかしながら相互依存論者には、一方ではパワーの強い国家が国際共同制御ルールを形成するという論者がおり、他方では、レジームを全体の利益のための制御行為であると最初から規定してかかる論者もいて、国際共同制御をその共同的性格からみた質的程度性やそれが現実に国際共同利益を実現させているかどうかという側面から、具体的・批判的に分析しないという問題点がある。

上述したように、レジームという概念やその研究は、広い意味での国際共同制御の行為側面に注目したものであるので、わたしはそれを評価するものである。

この概念が1970年代半ばに提唱されて以降、リベラリズム論者だけでなくリアリズム論者もふくめ多数の論客が参加して精力的な研究が行われて大量の研究成果が残されており、地球的規模での問題領域群の増大と拡大に促され現在でもさらに理論的な発展を続け、グローバル・ガバナンス論にまで至っている。

レジーム論についての研究成果や論点は、レジームの定義、レジームの生成・変動についての諸理論(レジーム・アプローチ)、レジームに対する態度、というように三つにまとめることができる。これらのそれぞれについて多様な諸学説や諸理論があり、多くの論争を巻き起こしてきたのであるが、ここではその一端を紹介してみよう。

一つめのレジームの定義についてであるが、これについては諸説紛々として多様な見解がある。

レジームを広く定義する見解は、国際関係においてパターン化された行為様式あるいは規則化された行動様式が確認できれば、そこにはなんらかの原理・規範・ルールのようなものがありレジームが存在するというものである。これと対照的に狭く定義するものには、国際共同制御における制度化や機構化と区別するため、レジームを、明示された政府間協定に限定しようとする見解もある。また前述したように複合的相互依存論者のレジーム定義もある。

ネオ・リベラリズム論者だけでなくネオ・リアリズム論者も同意して一般的に定着したと評価されている定義が次のものである。<sup>33)</sup>

「レジームとは、国際関係の特定の領域において、行為主体(actor)の期

待を取れんさせていくところの、黙示的あるいは明示的な、原理 (principles)、規範 (norms)、ルール (rules)、意思決定手続き (decision-making procedures) の集まり (sets) と、定義することができる。原理とは、事実、因果関係、公正についての信条 (beliefs) である。規範とは、権利と義務の観点から定義される行為の準則 (standards) である。ルールとは、行動に対する許可や禁止などを定めた具体的諸規定である。意思決定手続きとは、集合的選択を決定しそれを実施するための支配的な慣行である。」

この定義は、上述したようなそれまでに出された多様な意見やネオ・リベラリズム論者とネオ・リアリズム論者の意見などを、できるだけ包括的に盛り込もうと試みたものである。したがって、レジームについて、ここでいう原理、規範、ルール、意思決定手続きという四つの要素がすべて明示的に該当する必要性はないし、これらの要素のいくつかが黙示的に国家や政府の行動を方向づけていたり拘束していることが確認されれば、レジームが存在するということになる。このように、これはレジームの範囲をかなり広く定義しようとしたものである。

明示的な性格をもつレジームについては、例えば国際機構を創設することのイメージすれば、上記の定義は明解なものとなる。「原理」とは、目標とする価値理念を表した憲章とか宣言、設立理念などのことであろう。「規範」とは、より具体的に加盟国の権利や義務を定めた協定のことだと思う。さらに「ルール」とはもっと具体的・実務的に定められた条文や条項のことであろうし、「意思決定手続き」は、加盟国による会議の開催方法や手続き、投票手続きなどの決定方法についての手続き事項である。多数国間条約や二国間条約が締結される場合についても、上記の要件が条約に盛り込まれるのが通例である。

しかし、上記の定義は、そこまで成熟・発展していないもの（上記の四つの要素をすべて明示的に満たしていないもの）や黙示的な性格にとどまるものについても、レジームに含めようとするのであって、その点での線引きについてはあいまいさが残る。

このような不明瞭さがあるが、この定義が国際共同制御についてその内容や実体についての判断を差し控え、その形式的な行為様式に注目したことについ

ではそれなりの意義がある。なぜなら、世界政府をもたず多様な主権国家によって構成されている国際システムにおいては、国際共同制御は、関係国の利益や力関係、歴史的・民族的な国家間関係さらに問題の重要性についての認識や利害関係度などが反映して、きわめて複雑で流動的で多様な様相を示すからである。

二つめのレジームの生成・変動についての諸理論(レジーム・アプローチ)についても、定義と同様に多様な諸学説がある。ある論者の分類にしたがえば、構造主義 (structuralism)、機能主義 (functional theories)、ゲームの理論主義 (game-theoretic approaches)、認知主義 (cognitive theories) などが代表的な理論である。

構造主義とは、支配的なパワー (power) が存在するときに、そのパワー構造によってレジームが創造され維持されると説明するものであって、その衰退はその弱体化を招くという理論である。

機能主義は、レジームの生成要因を、レジームがコミュニケーションの場を提供するなどの作用で、情報や取引費用を軽減し、期待や予測可能性を増大させ不確実性を低下させる効果があることに求めるものである。覇権国家によって創造されたレジームが、覇権衰退後も生き残りことができるのは、その機能的効果があるからだという。

ゲームの理論主義は、競合した利益関係に立ち自己の利益の最大化を追求する行為主体が、共倒れ(囚人のジレンマ)にならないように、次善の策として協力行動をとる戦略的行動パターンをゲーム・マトリックスで説明する理論である。リアリストのいう無政府的状態でも協調行動が生じることを説明できるメリットがあるといわれる。

認知主義とは、レジームの生成・変動についての要因を、知識 (knowledge) や学習 (learning)、信条体系 (belief systems)、イデオロギー (ideology) などで説明しようとする論者の総称である。協調行動は、関係者の理解度や情報処理能力そして学習によって影響を受ける。行為者の学習の重要度に注目することによって、他の三つの理論と比べて、レジームの進化や変動の説明が容易となるメリットがあると評価されている。

三つめのレジームに対する態度という視点から諸理論を整理すれば、覇権によってのみレジームが創造されるとする構造主義(ネオ・リアリズム)はレジームに対して消極的立場をとる。機能主義は覇権衰退後もレジームが存続することを主張する点ではそれよりも積極的であり、ゲームの理論主義は覇権がなくてもレジームが生じるとみる点でより積極的である。さらに、認知主義には、レジームを国際関係に普遍的な現象であるとみて積極的な立場や主張をとる論者が多い。

このようにレジームに対する態度を否定から積極的までに整理してみると、それは国際システムを、国益をめぐる「万人の万人に対する闘争」とみるホッブズから、国際法や道義にもとづいた法秩序にあるとみるグロティウス、そして永久平和のための万国公民法を構想したカントまでの幅をもった思想的立場とも関係しているといえるのである。

ただし、これまでのレジームに関する研究成果は国際共同制御の生成・発展・変動などの動的諸要因の検討が中心であって、次のような視点からの研究や考察が弱い。

第1に、国際共同制御の質的程度という側面、つまり制御の民主主義的性格という視点からの評価や考察が総じて弱いということである。形式的分析だけでなくこの側面からのレジーム分析も重要な課題である。

第2に、国際共同制御が現実に国際共同利益を実現させているかどうかの視点からの評価、つまり国際共同利益の行為側面との関係での評価や考察が総じて弱いということである。レジームを全体の利益(共通の利益)のための制御行為であると最初から規定してかかる論者も多い。レジームが、どのような、そしてどの程度の国際共同利益を実現させているのかを、具体的に評価・検証することと、その評価方法と検証基準の検討が重要な課題になる。

国際経済学の分野には、上述した国際政治経済学派(IPE)の覇権安定論と相互依存論双方の理論およびそのイデオロギックな性格を厳しく批判した研究成果がある。それは、覇権安定論者のいう国際公共財は、「非排除性」や「非競合性」という国際公共財の特性を備えていないばかりか、その実体は覇権国の私的財であってその利益はもっぱら覇権国に帰属することを、アメリカがドル基軸の

国際通貨制度を自国の赤字補填に利用していることや政策協調の実体がアメリカのためのマクロ経済調整であることなどを、具体的に実証して示したものである。

覇権的地位から衰退しつつあるアメリカが、戦後自らが構築を主導した国際システムを自国本位に活用すること、これを論者は、「国際公共財の私的財化」と定義し、それが国際公共財論を隠れ蓑にして進行することに強い警鐘を鳴らす。他方、相互依存論やそのレジーム論は、国際公共財の共同供給もありうるとし、とくに覇権衰退後に主要諸国間の協力で既存システムを維持できる可能性を強調しているが、それもまた、アメリカの覇権後退を救済するために同盟国に負担配分（バードン・シェアリング）を求める根拠にされたり、そのようなイデオロギーに利用されることに論者は警戒感を強める。

衰退しつつある覇権国は、覇権安定論に依拠して覇権存続の必要性を訴えつつ、相互依存論にもとづいて他の主要諸国に国際公共財（覇権国の私的財という色合いが強い）の負担分担を求める、というようにアメリカの覇権救済のためのイデオロギーとして（バードン・シェアリングの合理化のために）好都合良く使い分けられる。覇権安定論と相互依存論のいずれが正しいというのではなく、それらのイデオロギー性や実践的性格を見抜くべきであるというのである。<sup>34)</sup>

国際公共財であるか否かの判断は、あるいは国際公共性があるかどうかは、われわれのいう国際共同利益の側面から、その具体的な質的程度性を具体的に検証すべきことを示した研究成果として評価できる。

## おわりに

本稿では、第1章で提起した公共性研究の方法に基づき、公共性とは人間の集合的行動関係・行動様式を表したものであると広くとらえることによって、金融や国際金融もふくめさまざまな利用対象物について、さらに国内的・国際的な範囲の利用対象物についても統一して理解できる枠組みを構築しようとしてきた。さらにこの方法によって従来 of 学界における公共財についての誤った、狭くて硬直的な定義の批判を試みたのである。人間の集合的行動の現実を、成

功や失敗そして理想と現実もふくめ柔軟に総合的に理解できる公共性研究を目指したが、今回はその枠組みを提示しただけにとどまった。

歴史的に人類が経験した文明の崩壊のほとんどは、公共財の管理に失敗したことに起因する。私物化されて乱脈になったり、そこから戦争が発生したり、どん欲さから資源が乱獲されたり、最後にはゴミに埋もれて放棄されたりしたのである。かつて文明が栄え水と緑が豊富だった所も今は砂漠になっている。周辺の森林から木材を切り出したためだという。都市自治体として栄えたマヤ文明も戦乱により崩壊した。縄文時代の山内丸山遺跡も、長年積み重なった山のようなゴミに押しつぶされ放棄されたものだという。これらの文明が栄えた跡地には、耐久性のある石組みの建築物だけが残っている。この石組みの廃墟は、人間が、人間による持続的な管理を必要とする再生型資源を食いつぶしてきたことを静かに物語っている。

地球資源に余裕がなくなってきた今、人類は優れた共同制御の様式を創造できるのであろうか。わたし自身にも問いかけられた研究課題である。

## 注)

- 21) 本稿において国際法上の用語や定義については、個々に注記しないが、すべて次の文献に依拠した。筒井若水編集代表 [1998]『国際法辞典』、国際法学会 [2005]『国際関係法辞典』第2版。
- 22) 統計データ関係の叙述についても、個々に注記しないが、すべて次の文献に依拠した。共同通信社 [2010]『世界年鑑2010』、国際連合統計局 [2010]『国際連合世界統計年鑑2008 (Vol. 53) 平成22年日本語版』、正井泰夫監修 [2010]『今がわかる時代がわかる2010年版：世界地図』、正井泰夫監修 [2011]『今がわかる時代がわかる2011年版：世界地図』、岡野和則編 [2010]『ブリタニカ国際年鑑2010』、矢野恒太記念会編集・発行 [2010]『第21版世界国勢図会2010/11/24』。
- 23) C.ダグラス・ラミス対訳(池田香代子再話) [2001]『世界がもし100人の村だったら』。
- 24) 山内進氏が英国の著名な国際政治学者ヘドリー・ブル教授の見解を次の文献において紹介したものを、紀国の責任で要約したものである。山内進[1993]「グローティウスのアンビバレンス—国家主権と人類の共通利益—」大谷良雄編著『共通利益概念と国際法』pp. 35～37。全文は、次の拙稿で詳しく引用、紹介した。紀国正典[2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(上)—国際金融システムの規範的方法の検討(2)—」pp. 382～383。

- 25) この叙述は、次の拙稿に依拠した。紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」 pp. 382~383。
- 26) 国際法学者の植木俊哉氏のとらえである。植木俊哉「国際組織による国際公益実現の諸形態」広部和也・田中忠編 [1991] 『山本草二先生還暦記念：国際法と国内法—国際公益の展開—』 pp. 371~372。これらの研究成果の内容は、次の拙稿で詳しく紹介・検討した。紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」。
- 27) モーリス・ベルトランによる国際連合改革報告書の内容である。M. Bertrand [1986] *Rfaire L'ONU !: un programme pour la paix* (邦訳：モーリス・ベルトラン, 横田洋三監訳；秋月弘子・黒田順子・滝澤美佐子訳 [1991] 『国連再生のシナリオ』国際書院), M. Bertrand [1994] *L'ONU* (邦訳：モーリス・ベルトラン, 横田洋三・大久保亜樹訳 [1995] 『国連の可能性と限界』国際書院)。
- 28) 国連グローバル・ガバナンス委員会の報告書は、28名の世界的に活躍した識者や政治家によって3年にわたって研究と討論が重ねられ、1995年にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムで発表されたものである。Commission on Global Governance 1995 [1995] *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance* (邦訳：グローバル・ガバナンス委員会, 京都フォーラム監訳 [1995] 『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして：グローバル・ガバナンス委員会報告書』NHK 出版)。また次の研究書のグローバル・ガバナンスの定義も、この国連のグローバル・ガバナンス委員会の報告書の内容をほぼ継承したものである。渡辺昭夫・土山實男編 [2001] 『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会。

これらの研究成果の内容は、次の拙稿で詳しく紹介・検討した。紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」。

- 29) 「非排除性」「非競争性」によって国際公共財論を展開しようとした研究には次のものがある。山本吉宣氏は「国際公共財」について次のように解説する。「公共財とは、いったんそれが供給 (生産) された場合、誰でもそれを利用することができ (消費における排除は可能ではない)、また誰かがそれを使っても他の人がそれを利用することを妨げるものではない (消費における競争性はない)、という特徴をもつものである。…(中略：紀国)…国際公共財の典型的なものは平和であったり、国際経済の安定であったりする。…(中略：紀国)…純粋な(国際)公共財をみつけるのは必ずしも容易ではない。」国際法学会 [2005] 『国際関係法辞典』 pp. 276。

阿部清司・石戸光氏もこのような公共財の定義から出発し「国際公共経済学」の必要性を提起するが、その目標とするものは、公平性を重視し人間を中心とした持続可能な経済開発であり、わたしと共通しているところもある。阿部清司・石戸光 [2008] 『相互依存のグローバル経済学—国際公共性を見すえて』。

国連開発計画 (UNDP) は、「地球公共財 (global public goods)」の研究において、「非排除性」「非競争性」を基本において、その分析を行った。しかし、地球公共

- 財としてあげられた事が、必ずしも「非排除性」「非競合性」を満たしていないことも明らかにしている。I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳：インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン編、FASID 国際開発研究センター訳 [1999]『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社)。この研究成果の内容は、次の拙稿で詳しく紹介・検討した。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（下）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」。
- 30) 以下の叙述はすべて次の拙稿に依拠したものである。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（中）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」。
- 31) ここで取り上げる覇権安定論は、覇権による世界政治経済の安定をとりわけ強調する論者のことであり、その先駆者たる国際経済学者のキンドルバーガー、さらにネオ・リアリズム論者のギルピンである。石黒馨氏は、覇権安定論を、「慈善的指導モデル」と威嚇権力をともなう「強制的指導モデル」に分類し、前者の代表がキンドルバーガーであり、後者にギルピンやクラズナーを挙げている。石黒馨 [1998]『国際政治経済の理論：覇権協調論の構想』勁草書房。
- 32) 相互依存論の先駆者は、クーバーである (R. N. Cooper [1968] *The Economic of Interdependence*, [1972] “Economic Interdependence and Foreign Policy in the Seventies”)。しかし本稿では相互依存論については、複合的相互依存論者のコヘインとナイの共著 (R. O. Keohane and S. Nye [1974] “Transgovernmental Relations and International Organizations”, [1976] *Power and Interdependence*) およびその後のコヘインの単著 (R. O. Keohane [1984] *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* [邦訳：ロバート・コヘイン、石黒馨・小林誠訳 [1998]『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房]) に依拠した。
- 33) クラズナーが、1982年の *International Organization* 誌の国際レジーム特集の巻頭論文でまとめ、その後引用の多い有名な定義である。S. D. Krasner [1982] “Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables”, p. 2.
- 34) 坂井昭夫氏の見解である。坂井昭夫 [1998]『国際政治経済学とは何か』青木書店。

## 参考文献

[以下に掲げる参考文献は、1999年に発表した拙稿：紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討（1）」で紹介した参考文献以降に発表されたものと、それ以前についてもその後のわたしの研究の進展において注目するようになった研究文献をまとめたものである。同様に、国際公共性についての参考文献についても、拙稿：紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（上）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」、[2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（中）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」、[2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（下）—国際金融システムの規範的方法の検討（2）—」で紹介した参考

文献以降に発表された研究成果をまとめた。

なお、高知大学経済学会学会誌『高知論叢』の特集論文「コモンズの形成と環境問題」と特集関係論文は一つにまとめた。さらに公共哲学京都フォーラム(金泰昌氏代表)編の公共哲学文献シリーズ(2001~2008年)については年代順にまとめた。また(下)執筆にあたっては最新の統計データに依拠するためいくつかの統計関係文献を付け加えた。]

- 阿部清司・石戸光 [2008] 『相互依存のグローバル経済学—国際公共性を見すえて』  
明石書店。
- Buchanan J. M. “An Economic Theory of Clubs”, *Economica*, Feb. 1965.
- Buchanan J. M. “Joint Supply, Externality, and Optimality”, *Economica*, Nob. 1966.
- Buchanan J. M. “Public Goods in Theory and Practice”, *The Journal of Law & Economics*, Vol X, 1967.
- Buchanan J. M., *The Demand and Supply of Public Goods*, Rand McNally & Company, 1971 (邦訳: 山之内光躬・日向寺純雄 [1984] 『公共財の理論: 公共財の需要と供給』文眞堂)。
- C. ダグラス・ラミス対訳 (池田香代子再話) [2001] 『世界がもし100人の村だったら』マガジンハウス。
- Craig C. (ed.), *Habermas and the Public Sphere*, MIT Press, 1992 (邦訳: 山本啓・新田滋 [1999] 『ハーバマスと公共圏』未来社)。
- 深谷昌弘 [1972] 『公共財と社会システム』講座情報社会学第9巻: 情報の社会経済学, 学研。
- 原野翹・浜川清・晴山一穂編 [2003] 『民営化と公共性の確保』法律文化社。
- 平井亮輔編 [2004] 『正義: 現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院。
- 井原今朝男 [2009] 『ニッポン借金事情』NHK知る楽: 歴史は眠らない, 2009年10月, 日本放送出版協会 [NHK教育テレビ放映: 1. 借金は社会の潤滑油 (10/6), 2. 借金も財産の内 (10/7), 3. 借り手保護から貸し手保護へ (10/20), 4. 貸し手優位の時代 (10/27)].
- 飯國芳明 [2010] 「特集『コモンズの形成と環境問題』にあたって (特集: コモンズの形成と環境問題)」高知大学経済学会『高知論叢』第97号 (諸岡慶昇教授定年退職記念号), 2010年3月。
- 松本允郎 [2010] 「自然資源をめぐる秩序形成に関する序論的考察—いわゆるコモンズ論を契機として (特集: コモンズの形成と環境問題)」高知大学経済学会『高知論叢』第97号 (諸岡慶昇教授定年退職記念号), 2010年3月。
- 飯國芳明 [2010] 「コモンズ形成の原理と現代的課題 (特集: コモンズの形成と環境問題)」高知大学経済学会『高知論叢』第97号 (諸岡慶昇教授定年退職記念号), 2010年3月。
- 新保輝幸 [2010] 「海のコモンズの現代的可能性 (特集: コモンズの形成と環境問題)」高知大学経済学会『高知論叢』第97号 (諸岡慶昇教授定年退職記念号), 2010年3月。

- 緒方賢一 [2010] 「漁業権による沿岸海域の管理可能性—高知県の現状から—(特集：コモンズの形成と環境問題)」高知大学経済学会『高知論叢』第98号, 2010年7月.
- 池上惇・二宮厚美 [2005] 『人間発達と公共性の経済学』桜井書店.
- 井堀利宏 [1996] 『公共経済の理論』有斐閣.
- 井上達夫 [1999] 『他者への自由：公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社.
- 井上達夫編 [2006] 『公共性の法哲学』ナカニシヤ書店.
- 桂木隆夫 [2005] 『公共哲学とはなんだろう：民主主義と市場の新しい見方』勁草書房.
- 神長勲・紙野健二・市橋克哉編 [2004] 『公共性の法構造：室井力先生古希記念論文集』勁草書房.
- Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 23, *Das Kapital. Kritik der Politischen Oekonomie. Erster Band. Buch I : Der Produktionsprozeß des Kapitals*. Institute für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED Dietz Verlag, Berlin, 1962. (カール・マルクス [1968] 『資本論』マルクス・エンゲルス全集刊行委員会訳, 大月書店).
- 川村貞枝 (研究代表) [2006] 『国境をこえる「公共性」の比較的研究』Kyoto Prefectural University.
- 川崎修 [1998] 『アレント：公共性の復権』講談社.
- Kindleberger C. P., *The International Economic Order: Essays on Financial Crisis and International Public Goods*, Harvester · Wheatsheaf, 1988.
- 紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討 (1)—」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号, 1999年11月.
- 紀国正典 [1999] 「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.
- 紀国正典 [2001] 「金融コングロマリット—OECDの研究成果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第70号, 2001年3月.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第73号, 2002年3月.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (中)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第74号, 2002年7月.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下)—国際金融システムの規範的方法の検討 (2)—」高知大学経済学会『高知論叢』第75号, 2002年11月.
- 紀国正典 [2003] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (1)—外部性論からのアプローチ—」高知大学経済学会『高知論叢』第78号, 2003年11月.
- 紀国正典 [2004] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (2)—「公共財」論の問題点—」高知大学経済学会『高知論叢』第79号, 2004年2月.
- 紀国正典 [2004] 「国際金融システム論 (1)—システム・アプローチの意義と課題—」高知大学経済学会『高知論叢』第80号—2004年7月.
- 紀国正典 [2005] 「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価 (2004)—高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第82号,

- 2005年3月.
- 紀国正典 [2005]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (3)—貸手責任論と社会的責任金融 (SRF)—」高知大学経済学会『高知論叢』第84号, 2005年11月.
- 紀国正典 [2006]「国際金融システム論 (2)—金融におけるシステム論的方法の展開—」高知大学経済学会『高知論叢』第85号, 2006年3月.
- 紀国正典 [2006]「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価 (2005)—高知市所在金融機関のディスクローチャー誌とホームページの比較検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第86号, 2006年7月.
- 紀国正典 [2006]「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (4)—社会的責任投資 (SRI) と社会的責任金融 (SRF)—」高知大学経済学会『高知論叢』第87号, 2006年11月.
- 紀国正典 [2007]「国際的責任金融 (IRF)」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』第19巻3号: 朝日(関下)教授退職記念号, 2007年3月.
- 紀国正典 [2007]「顧客勧誘方針に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価 (2007)—高知市所在金融機関の顧客勧誘方針の公表状況と内容の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第90号, 2007年11月.
- 紀国正典 [2007~2008]「日本における金融 CSR の現状と活動 (1) (2-1) (2-2) (3-1) (3-2) (4)—金融庁「金融機関の CSR 実態調査」の CSR 事例分析 (銀行編) (信金・信組・労金編) (証券会社等編) (保険会社編)—」高知大学経済学会『高知論叢』第88号, 第89号, 第90号, 第91号, 第92号, 第93号, 2007年3月・7月・11月, 2008年3月・7月・11月.
- 紀国正典 [2009]「金融機関の社会的責任活動 (金融 CSR) についての調査と評価 (2007)—高知市所在銀行に対する学生による金融 CSR 評価の試み—」高知大学経済学会『高知論叢』第94号, 2009年3月.
- 紀国正典 [2009]「金融の公共性と社会的責任金融・国際的責任金融」日本科学者会議『日本の科学者 (特集: 世界金融危機と金融規制の現代的課題)』Vol. 44 No. 4 April 2009.
- 紀国正典 [2009]「金融ユニバーサルデザイン (上)—公共性および金融の公共性を発展させるための指針—」高知大学経済学会『高知論叢』第95号, 2009年7月.
- 紀国正典 [2009]「金融の社会的責任と地域づくり金融」中小商工業研究所『中小商工業研究』第101号, 2009年10月.
- 紀国正典 [2009]「金融ユニバーサルデザイン (下)—公共性および金融の公共性を発展させるための指針—」高知大学経済学会『高知論叢』第96号, 2009年11月.
- 紀国正典 [2010]「金融機関の社会的責任活動 (金融 CSR) についての調査と評価 (2008)—高知市所在の銀行と証券会社に対する学生による金融 CSR 評価の試み—」高知大学経済学会『高知論叢』第97号, 2010年3月.
- 共同通信社 [2010]『世界年鑑2010』共同通信社出版.
- 国際法学会 [2005]『国際関係法辞典』第2版, 三省堂.
- 国際連合統計局 [2010]『国際連合世界統計年鑑2008 (Vol. 53) 平成22年日本語版』原

書房.

- Mankiw N. G., *Principles of Economics*, 1997 (邦訳: 足立英之・石川城太・小川英治・地主敏樹・中馬宏之・柳川隆 [2000] 『マンキュー経済学①ミクロ編』東洋経済新報社).
- 正井泰夫監修 [2010] 『今がわかる時代がわかる2010年版: 世界地図』成美堂出版.
- 正井泰夫監修 [2011] 『今がわかる時代がわかる2011年版: 世界地図』成美堂出版.
- Musgrave R. A., *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, McGraw-Hill, 1959 (木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳 [1961] 『財政理論』有斐閣).
- 民主主義科学者協会法律部会機関誌 [2006] 「新しい公共圏と民主主義法学の課題」『法の科学』37, 日本評論社.
- 日本法社会学学会編 [2008] 『公共性の法社会学』第68号, 有斐閣.
- 名和小太郎 [2006] 『情報の私有・共有・公有: ユーザーからみた著作権』NTT出版株式会社.
- 岡野和則編 [2010] 『ブリタニカ国際年鑑2010』ブリタニカ・ジャパン株式会社.
- Ostrom E., *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press, 1990.
- Sachs J. D. *COMMON WEALTH: Economics for a Crowded Planet*, 2008, Hayakawa Publishing, Inc. (ジェフリー・サックス: 野中邦子訳 [2009] 『地球全体を幸福にする経済学: 過密化する世界とグローバル・ゴール』早川書房).
- Samuelson P. M., “The Pure Theory of Public Expenditure”, *Review of Economics & Statistics*, Nov. 1955.
- Samuelson P. M., *Economics*, 8th ed. McGraw-Hill, 1970 (都留重人訳 [1971] 『経済学』上・下, 岩波書店).
- Steiner P. O. “The Public Sector and the Public Interest” PPBS, Compendium of Papers, 1969, pp. 13~45 (邦訳: 経済企画庁経済研究所・システム分析調査室 [1971] 「公共部門と公共の利益」『公共経済学理論の展望』経済企画庁経済研究所).
- 齋藤純一 [2000] 『公共性』岩波書店.
- 齋藤純一 [2008] 『政治と複数性—民主的な公共性に向けて』岩波書店.
- 齋藤純一編 [2010] 『公共性の政治理論』ナカニシヤ書店.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『公と私の思想史』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『公と私の社会科学』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『日本における公と私』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2001] 『欧米における公と私』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『国家と人間と公共性』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『経済からみた公私問題』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『中間集団が開く公共性』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『科学技術と公共性』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『地球環境と公共性』東京大学出版会.
- 佐々木毅・金泰昌編 [2002] 『21世紀公共哲学の地平』東京大学出版会.

- 西尾勝・小林正弥・金泰昌編 [2004] 『自治から考える公共性』 東京大学出版会.  
長谷部恭男・金泰昌編 [2004] 『法律から考える公共性』 東京大学出版会.  
今田高俊・金泰昌編 [2004] 『都市から考える公共性』 東京大学出版会.  
小林良彰・金泰昌編 [2004] 『リーダーシップから考える公共性』 東京大学出版会.  
宮本久雄・金泰昌編 [2004] 『文化と芸能から考える公共性』 東京大学出版会.  
稲垣久和・金泰昌編 [2006] 『宗教から考える公共性』 東京大学出版会.  
平石直昭・金泰昌編 [2006] 『知識人から考える公共性』 東京大学出版会.  
山脇直司・金泰昌編 [2006] 『組織・経営から考える公共性』 東京大学出版会.  
市野川容孝・金泰昌編 [2006] 『健康・医療から考える公共性』 東京大学出版会.  
鈴木興太郎・宇佐見誠・金泰昌編 [2006] 『世代間関係から考える公共性』 東京大学出版会.  
金泰昌・矢崎勝彦編 [2008] 『公共哲学の実践に向けて』 東京大学出版会.  
公共哲学京都フォーラム編 [2008] 『公共哲学のあゆみ』 東京大学出版会.  
西岡秀三監修・学研・UTAN 編集部編 [1992] 『地球環境用語辞典』 GAKKEN.  
緒方貞子・半澤朝彦編著 [2007] 『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容：国連と国際政治史』 ミネルヴァ書房.  
柴田弘文・柴田愛子 [1988] 『公共経済学』 東洋経済新報社.  
Stiglitz J. E., *Economics of the Public Sector*, W. W. Norton & Company, 1988(邦訳：藪下史郎 [1996] 『スティグリッツ：公共経済学』 東洋経済新報社).  
丹下博文 [2007] 『地球環境辞典 (第2版)』 中央経済社.  
筒井若水編集代表 [1998] 『国際法辞典』 有斐閣.  
山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編 [2003] 『新しい公共性：そのフロンティア』 有斐閣.  
山口定・中島茂樹・松葉正文・小関素明編 [2005] 『現代国家と市民社会：21世紀の公共性を求めて』 ミネルヴァ書房.  
矢野恒太記念会編集・発行 [2010] 『第21版世界国勢図会2010/11』 矢野恒太記念会.  
山脇直司 [2004] 『公共哲学とは何か』 筑摩書房.